

令和 8 年度税制改正要望

川崎商工会議所

会頭 草壁 悟朗

[基本的な考え方]

近年におけるわが国経済は、緩やかに回復しているが、トランプ政権による関税政策により海外経済が減速し、わが国企業の収益なども下押しされることから、成長ペースは鈍化すると考えられる。

また、原材料や食料品の高騰が続き、物価が上昇するなかで実質賃金が減少し、消費は低迷している状況である。その一方でインバウンド消費は依然として活況を呈しているものの、経済の好循環にはさらなる時間を要する。

このような状況下で、中小零細事業者にはインボイス方式の導入や電子帳簿保存の義務化など、多くの負担が課されている。こうした現状を踏まえ、中小企業を支援し、消費拡大と景気浮揚を促進するために、雇用促進の奨励や事業承継の支援など、社会経済の活力を引き出す税制を要望する。

[法人税・一部所得税]

1. 役員報酬は原則損金算入

現行の役員給与で損金にできる定期同額給与や事前確定届出給与等は、経営の変動に柔軟に対応できないことから、役員報酬は原則として損金算入とすべきである。

2. 少額減価償却資産の見直し

全ての法人について取得価額 30 万円未満は全額損金算入とし、消費の拡大を図ること。

現行の一括償却資産制度および中小企業者等の少額減価償却資産 30 万円未満の特例は廃止すること。

3. 電子帳簿保存の義務化の猶予

中小零細事業者には、電子取引データの保存が困難な企業もあるため、当分の間は紙のみの保存も容認すべきである。

4. 耐震補強工事および耐震施設への建替に対する特別償却または税額控除の創設

大規模地震に備え、耐震補強工事の即時償却や災害危険建物の耐震建替に対する特別償却または税額控除を認めるべきである。

5. 中小企業軽減税率の恒久化および適用所得金額の引き上げ

中小企業の活力を喚起するため、令和 9 年 3 月末に適用期限が到来する中小企業軽減税率の租税特別措置法は恒久化すべきである。

また、適用所得金額については、現行の 800 万円から 2,000 万円に引き上げること。

6. 賞与引当金および退職給与引当金の損金算入制度の復活

中小企業の会計指針、会計要領に従った引当金は、公正妥当な会計処理の基準に従って計算されるものであり、税法でも損金算入を認めるべきである。

7. 繰越欠損金の100%控除制度の維持

設備投資実施の決断、長期計画性を支援するため、資本金の大小を問わず、繰越欠損金に控除制限を設けるべきではない。

8. 交際費課税の見直し

交際費等の損金不算入規定について、損金不算入となる交際費等の範囲から法人の事業遂行上必要な費用のうち社会通念上妥当なものを除外し、損金算入を認めること。

9. 中小企業経営強化税制の手続きの簡素化

中小企業等経営強化法に基づく中小企業経営強化税制について、手続きを簡素化して使いやすい制度にすること。

[所得税・一部地方税]

1. 所得控除等の見直しおよび改正

- ① 改正された所得税の基礎控除と同様に、住民税の基礎控除も 43 万円から所得税並に引き上げる。また、社会保険の適用限度を引き上げ、160 万円超とすること。
- ② 課税公平の観点から、基礎控除に関する所得制限は撤廃すること。

[消費税]

1. 課税に関する届出制度の見直し

消費税に関する届出書は、提出期限が適用を受けようとする事業年度開始前となっている。

そのため、手続き上の瑕疵により過重な税負担となる場合もあり、消費税課税事業者選択届出書、同不適用届出書、簡易課税制度選択届出書、同不適用届出書の提出期限をこれらの適用を受けようとする課税期間の申告書提出期限とすること。

2. 消費税率の見直し

軽減税率制度は社会保障財源を毀損し、中小企業に過度な事務負担を強いることから単一税率とすべきである。

3. インボイス導入に伴う負担軽減措置の延長について

- ① 免税事業者からの仕入れについては原則として仕入税額控除はできないが、令和 8 年 9 月 30 日までは仕入の 80%は控除ができ、令和 11 年 9 月 30 日までは仕入の 50%は控除ができる経過措置がとられている。これを令和 11 年 9 月 30 日まで仕入の 80%が控除できるように 3 年間延長すること。

- ② 免税事業者が、インボイス発行事業者の登録を受けた場合の負担軽減措置である 2 割特例は、令和 8 年 9 月 30 日の属する課税期間までとなっているが、適用期限を令和 11 年 9 月 30 日まで 3 年間延長すること。

[地方税]

1. 事業所税の廃止

人口の集中している都市部にのみ課税され、固定資産税等と二重課税となっているため廃止すること。

2. ふるさと納税控除限度額の上限の設定

ふるさと納税による都市部の自治体の減収が深刻になってきている。返戻品競争を抑えるために寄附金控除限度額の上限を設定すべきである。

[贈与税・相続税]

1. 贈与税非課税枠および相続税非課税枠の拡大

個人金融資産の大半を占める 60 歳以上の世帯から、住宅ローンや教育費などの支出の多い子育て世代に資産を移動することにより内需の活性化が図られ、景気浮揚に大きな効果があるため、贈与税および相続税の非課税枠の拡大など特段の措置を図るべきである。

- ① 贈与税の基礎控除額は平成 13 年に 110 万円となって以降変更されておらず、時代に即した税制とするため 200 万円に拡大すること。
- ② 死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人当たり現行の 500 万円を 1,000 万円に引き上げること。

2. 納税猶予制度の延長・免除

- ① 平成 30 年に創設された非上場株式等の相続税納税猶予制度の特例について、延長または恒久化し、事業承継計画について事後提出を可能とすること。
- ② 非上場株式等の相続税納税猶予制度について、終身所有ではなく 20 年以上は免除とすること。

[その他全般]

1. 印紙税の廃止

銀行取引を含む商取引全般の電子化、IT 化に伴い印紙税負担の多大な不公平が生じており、また、実務上の問題点も多く、さらに、消費税も増税されたため令和 8 年 4 月 1 日以降の印紙税は廃止すべきである。

2. 自動車関係諸税に関する簡素化および負担軽減

車両の取得・保有に関し多種、多額の税金が徴収されるため、更なる簡素化および負担軽減をすべきである。

以 上